

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

(株式会社 石島運輸倉庫)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年4月～ 制度の活用状況についての実態を調査
- 令和4年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年9月～ 制度に関する情報を社内掲示にて定期的に周知
- 令和5年4月～ 制度の活用状況についての実態を調査
- 令和5年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年9月～ 制度の活用状況についての実態を調査
- 令和5年12月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年4月～ 制度の活用状況についての実態を調査
- 令和6年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年9月～ 制度の活用状況についての実態を調査
- 令和6年12月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和7年4月～ 制度の活用状況についての実態を調査
- 令和7年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和7年9月～ 制度の活用状況についての実態を調査
- 令和7年12月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和8年4月～ 制度の活用状況についての実態を調査
- 令和8年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和8年9月～ 制度の活用状況についての実態を調査

- 令和 8 年 12 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 9 年 3 月～ 制度の活用状況についての実態を調査

目標 2: 年次有給休暇取得促進のため、システム導入後の取得状況把握及び、促進を行う。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 4 年 6 月～ 年次有給休暇の取得に関する情報を社内掲示にて定期的に周知
- 令和 4 年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 4 年 10 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 5 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 5 年 4 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 5 年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 5 年 10 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 6 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 6 年 4 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 6 年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 6 年 10 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 7 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 7 年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 7 年 10 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 8 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 8 年 4 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 8 年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和 8 年 10 月～ 年次有給休暇の取得不足者に促進を実施
- 令和 9 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握

以上